二　表の第二号のイの支払期間は、当該規定にかかわらず、次に掲げる場合には、それぞれ次に掲げる部分の負担金について、それぞれ次に定める年度の初日から起算するものとする。

ア　都道府県が、国営土地改良事業の完了する以前において、当該国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき当該事業の完了によって受けるべき利益の全てが発生し、かつ、当該市町村に当該負担金のうちその利益の全てが発生した土地に係る部分の額を負担させることが適当であると認める場合　その利益の全てが発生した年度の翌年度以後の年度で都道府県が指定する年度

イ　（略）

三～五　（略）

二　土地改良法施行令の一部を改正する政令（平成元年政令第二百十六号。以下「元年改正令」という。）附則第二条第七項及び第三条第六項の農林水産大臣の定める支払方法は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法とする。

負担金の区分		支払方法
一　元年改正令附則第二条第一項の規定により国が行う土地改良事業及び同令附則第三条第一項の平成元年経過措置対象事業（四十七年改正令附則第二項に規定する事業を除く。第二号において同じ。）に係る元年改正令附則第二条第七項第一号に掲げる負担金であって平成四年四月一日以後に負担させるもの（同条第六項及び同令附則第三条第五項に規定する国の消費税等相当額に応ずる負担金の部分を除く。）	(一)　元年改正令による改正前の土地改良法施行令（以下「元年改正前令」という。）第五十二条第一項の負担金	ア・イ　（略） ウ　都道府県が当該負担金の全部又は一部につき法第九十条第二項、第四項、第五項又は第九項の規定による徴収を行わず又は負担をさせない場合におけるその徴収を行わず又は負担をさせない金額に応ずる負担金又はその部分については、これを当該国営土地改良事業が施行される各年度に要する費用の額に応じて分割し、その分割部分について、支払期間（据置期間を含む。）を十三年、据置期間を三年、利率を当該事業の工事に係る事業費の財源とされる借入金の利率を基礎として農林水産大臣の定める率、支払期間の始期を当該年度の翌年度の初日とする元利均等年賦支払の方法（据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法）又は当該都道府県の申出があるときは当該国営土地改良事業が施行される各年度に支払う方法
	(二)～(四)　（略）	（略）

二　表の第二号のイの支払期間は、当該規定にかかわらず、次に掲げる場合には、それぞれ次に掲げる部分の負担金について、それぞれ次に定める年度から起算するものとする。

ア　都道府県が、国営土地改良事業の完了する以前において、当該国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき当該事業の完了によって受けるべき利益のすべてが発生し、かつ、当該市町村に当該負担金のうちその利益のすべてが発生した土地に係る部分の額を負担させることが適当であると認める場合　その利益のすべてが発生した年度の翌年度以後の年度で都道府県が指定する年度

イ　（略）

三～五　（略）

二　土地改良法施行令の一部を改正する政令（平成元年政令第二百十六号。以下「元年改正令」という。）附則第二条第七項及び第三条第六項の農林水産大臣の定める支払方法は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法とする。

負担金の区分		支払方法
一　元年改正令附則第二条第一項の規定により国が行う土地改良事業及び同令附則第三条第一項の平成元年経過措置対象事業（四十七年改正令附則第二項に規定する事業を除く。第二号において同じ。）に係る元年改正令附則第二条第七項第一号に掲げる負担金であって平成四年四月一日以後に負担させるもの（同条第六項及び同令附則第三条第五項に規定する国の消費税等相当額に応ずる負担金の部分を除く。）	(一)　元年改正令による改正前の土地改良法施行令（以下「元年改正前令」という。）第五十二条第一項の負担金	ア・イ　（略） ウ　都道府県が当該負担金の全部又は一部につき法第九十条第二項、第四項、第五項又は第九項の規定による徴収を行わず又は負担をさせない場合におけるその徴収を行わず又は負担をさせない金額に応ずる負担金又はその部分については、これを当該国営土地改良事業が施行される各年度に要する費用の額に応じて分割し、その分割部分について、支払期間（据置期間を含む。）を十三年、据置期間を三年、利率を当該事業の工事に係る事業費の財源とされる借入金の利率を基礎として農林水産大臣の定める率、支払期間の始期を当該年度の翌年度とする元利均等年賦支払の方法（据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法）又は当該都道府県の申出があるときは当該国営土地改良事業が施行される各年度に支払う方法
	(二)～(四)　（略）	（略）